

別紙

【 公 共 施 設 使 用 料 減 免 基 準 】

番	減免規定条文	号	項目区分	枝番	対象要件
1	国又は地方公共団体が使用する 場合	(1)	国が使用する場合	①	執行機関の事業
				②	附属機関等の事業
		(2)	地方公共団体が使用する 場合	①	地方公共団体執行機関の事業
				②	地方公共団体の附属機関及び一部事務組合等の事業
		(3)	(1)、(2)との共催で使用する 場合	①	(1)、(2)との共催事業
2	村又は教育委員会が適当と認める 活動を行う団体が使用する 場合	(1)	行政事業を実施する団体	①	行政の推進を目的に村・教育委員会が設置している委員会・協議 会等の行政事業
				②	国、地方公共団体の受託・委任を受けている団体の行政事業
		(2)	行政事業に準ずる事業を実 施する団体	①	村・教育委員会が構成員となっている団体の行政関連事業 ※第 三セクター等除く
				②	法的設置根拠のある村内団体の行政関連事業
				③	行政事業に伴って設置された村内団体の行政関連事業
				④	村・教育委員会と連携して行う広域団体の福祉活動事業
				⑤	公益上必要な村内団体の役員会、総会 ※単位会等除く
3	村内の幼稚園、小中学校及び高 等学校が使用する場合	(1)	学校教育機関	①	学校教育活動事業
				②	学校教育研究事業
4	村内の少年団及びその母集団が 使用する場合	(1)	少年団等及び関係母集団	①	少年団等活動事業
				②	少年団等支援活動事業（母集団）
5	村内に住所を有する高校生以下 の者及び更別農業高校生が使用 する場合	(1)	児童・生徒生活支援事業	①	児童・生徒の日常生活活動
6	村内に住所を有し、かつ身体障 害者手帳、療育手帳若しくは精 神障害者保健福祉手帳の交付を 受けている者が使用する場合	(1)	障害者社会参加支援事業	①	障害者の日常生活活動
7	村長が特に必要と認める場合	(1)	特認事業	①	災害時支援事業
				②	その他地域振興上特に必要と認められる事業 （式典、講演会、協働事業、祭り）